

(令和7年4月1日現在)

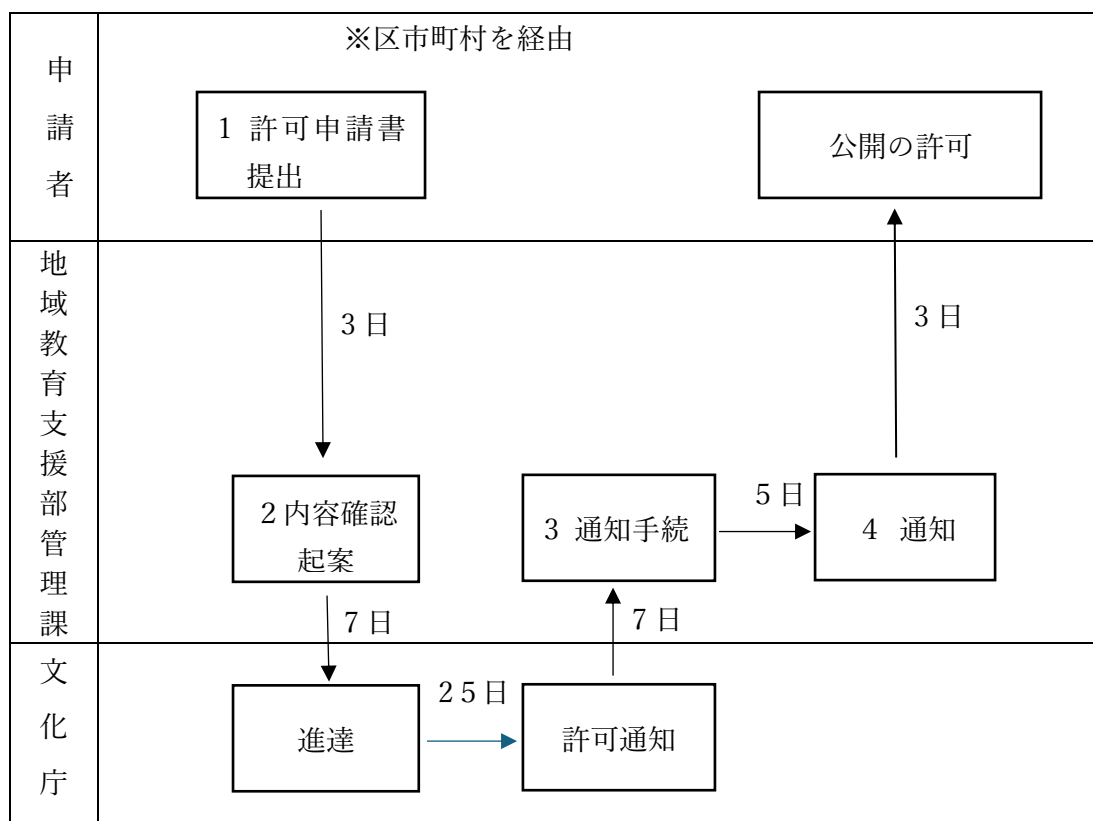
事務処理フロー図

事務名	所有者等以外による重要文化財の公開の許可
根拠法令	文化財保護法第53条1項、第184条第1項第4号、文化財保護法施行令第5条第3項第2号

作成部署 教育庁地域教育支援部管理課文化財保護担当 電話 03-5320-6862

標準処理期間計	50日
---------	-----

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請書提出	公開の許可申請書に必要書類を添付して提出していただきます。※区市町村経由
2	内容確認起案	内容及び書類等を確認し、不備がない場合は意思決定を行います。
3	許可通知	2の意思決定後、国に進達文を添付し、許可申請書を送付します。
4	通知手続	国の許可通知受領後、通知手続（起案）を行います。
5	通知	4で意思決定後、許可通知を申請者宛て送付します。 ※区市町村経由